

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	2	1	1	5	コ		修繕	事業期間内において、特に修繕費上限額が示されておりませんが、修繕費の上限を定める予定はありますでしょうか。	修繕費の上限を定める予定はありません。
2	実施方針	3	1	2				事業スキーム	令和6年10月下旬に締結予定の「設計・建設業務請負契約」に厨房設置業務を設計・建設業務と切り分け、厨房企業も連名で捺印する形での契約も可能でしょうか。厨房に関してはメンテナンスとの絡みが大きい為、建設業務と分けて請負契約をしておいた方が効率的と考えます。	詳細な契約形態については、募集要項等の公表時に示します。
3	実施方針	6	1	2	6			事業の実施スケジュール（予定）	維持管理・運営期間の実施スケジュールが令和9年1月からとなっておりますが、明確な供給開始の初日についてご教示いただけますでしょうか。	令和9年1月12日が初日となります。
4	実施方針	8	2	2	2	(3)		配送校見学会	配送校の見学会を予定頂いておりますが、現給食センターや建設予定地の見学会を開催頂くことは可能でしょうか。ご教示ください。	現学校給食センターおよび建設予定地の見学会の開催については、現在のところ予定していません。
5	実施方針	8	2	2	2	(3)		配送校見学会	申込書の受付が、令和6年1月12日～3月22日の13時まで、開催日が令和6年3月25日～29日となっておりますが、例えば2月中旬ごろに申込を行えば、3月上旬ごろに日程通知をご連絡頂くことはできますでしょうか。年度末でもあることから、日程だけでも確定させて頂けるよう、ご配慮をお願い致します。	配送校見学会の開催日程については、3月5日までに本市HPにて公表いたします。対象校は1日に6～7校ずつとし、3日間で全19校を見学する予定としております。全校の見学が不要の場合は1日のみの参加も可とします。なお、申込状況により人数制限の有無を決定したいことから、3月22日13時としておりました申込締切日を、3月8日17時に修正させていただきます。申込者には人数制限の有無も含め、別途当日のご案内をさせていただきます。
6	実施方針	8	2	2	2	(3)		配送校見学会	配送校見学会について、開催日が令和6年3月25日～、参加締切が3月22日となっておりますが、各日の見学対象校や見学スケジュール等はいつまでに通知いただける予定でしょうか。	No.5を参照ください。
7	実施方針	8	2	2	2	(3)		配送校見学会	見学会の方式（1日で全校回るのか、等）をお教えいただきたいです。また、弊社が参加するにあたって参加人数の上限はございますか。	No.5を参照ください。
8	実施方針	10	2	3	1		ア	調理設備調達業務	調理設備調達業務を行う企業はその他企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	10	2	3	1		オ	参加者の構成等	「当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。」との記載があります。建設業務を行うにあたり、多数の委託又は下請負人を使用することが想定されますが、金額等にかかわらず、すべての契約に関して事前に市に通知し、承諾を得ることが必要でしょうか。ご教示ください。	建設業務については、市への事前通知を不要としますが、下請負契約締結後速やかに通知していただくこととなります。実施方針を修正します。
10	実施方針	10	2	3	1		エ	参加者の構成等	「選定されなかった参加者の構成員が、事業者の業務等を支援および協力することは可能とする」とありますが、構成員ではない地元企業に発注することを提案した場合、その実現性はどのようにご判断されますでしょうか。地元発注については、地域経済の活性化等の評価はどのような評価基準・評価方法を検討されていますでしょうか。詳細にモニタリングを行なう想定でしょうか。ご教示ください。	評価方法等については、募集要項等の公表時に示します。
11	実施方針	10	2	3	1		ア	参加者の構成等	(ア)～(オ)に調理設備企業の記載がないため、厨房メーカーを含むグループの組成は不要と考えますかよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、その他企業として調理設備企業を含めることは妨げません。
12	実施方針	11	2	3	2		ア	参加者の資格要件	「実施設計を元請として」とありますが、基本設計の実績は問われないということでしょうか。基本設計は貴市の方でほぼ固め、基本プランを公表する前提でしょうか。給食センターは動線計画等、基本計画の実績も重要と考えます。実施設計のみの実績を確認される理由をご教示ください。	基本設計の実績は問わず、総合的な判断により、実施設計の実績を求めるとしてはいます。また、基本設計については、本事業において事業者にて実施していただくこととなります。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
13	実施方針	11	2	3	2		エ	参加者の資格要件	令和6年度河内長野市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない企業は、実施方針13項 2.3.4 ア〜カに記載されている資料提出とありますが、表記以外の提出書類はありますでしょうか。	河内長野市外に所在する法人にあっては、所在する市町村の法人市町村税に係る完納証明書（支店等（受任者）で申請をする場合は、本店・支店等の双方）、個人にあっては所在する市町村の市町村民税の完納証明書の提出を求めるものとします。詳細につきましては、募集要項等の公表時に示します。
14	実施方針	12	2	3	2		エ	参加者の資格要件	国又は地方公共団体が発注した公共施設の維持管理業務を元請として完了した実績を有していること。と記載されていますが、維持管理業務の実績証明は設備管理業務の契約書コピーでよろしいでしょうか。	可能とします。なお、建築物保守管理業務の実績でも可とします。
15	実施方針	12	2	3	3		イ	構成員の制限	「国・大阪府・市の指名停止措置を受けている者」との記載がありますが、このうちの国とはどの範囲の機関を想定しておられますか。ご教示ください。	各種官公庁、国立研究機関、独立行政法人をいいます。
16	実施方針	13	2	3	3		クケ	構成員の制限	構成員の資本金若しくは人事面における関係性が制限されるのは本事業のコンサルタント及び選定審査会の委員のみという理解でよろしいでしょうか。	そのほか、実施方針P.10「2.3.1.参加者の構成等」イに示すとおり、建設企業と工事監理企業を同一の者又は相互に資本金若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできません。
17	実施方針	13	2	3	4			河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録がない物の参加	登録がない場合、審査結果により、本事業の参加が可能であると理解しておりますが、当該審査で令和6～8年度の貴市競争入札参加者名簿に登録されるのか、本事業に限る措置なのかご教示ください。	本事業に限る措置とします。
18	実施方針	13	2	3	4			河内長野市競争入札参加資格有資格者名簿に登録がない物の参加	質問1が本事業に限る措置の場合、当該審査をもって令和6～8年度の貴市競争入札参加者名簿に登録されるよう検討いただけないでしょうか。	令和6年度～8年度の市競争入札参加資格有資格者名簿への登録期間は令和5年12月に終了しており、申請手続きも異なることから、本事業の参加資格の審査をもって市競争入札参加資格有資格者名簿に登録することはできません。
19	実施方針	14	2	4	2	(2)		提案書審査	「事業者選定基準」は公表される理解でよろしいでしょうか。出来る限り、早い段階で公表されることを希望いたします。	募集要項等の公表時に示します。
20	実施方針	17	3					表 リスク分担（案）	法令変更により新たな点検制度等が設けられ、本事業の維持管理業務にも該当する新たな点検を行うこととなった場合、追加費用は市のリスクとの認識でよろしいでしょうか。事業者は、入札時点で、法令変更による点検費用の増加を見込むことは困難です。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	17	3					表 リスク分担（案）	本事業に直接関係する法令とは、要求水準書P4「1.4.6.遵守すべき法令等」の記載事項との認識でよろしいでしょうか。また、法令条文の変更ではないが、法令解釈の変更や通達等により、維持管理業務に追加で点検を必要とする事項や、消防等からの行政指導により追加された点検内容も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。
22	実施方針	17	3					表 リスク分担（案）	議会の議決が得られない場合、市、事業者の両者の負担となっております。議決が得られない場合、契約締結の遅延、契約不能等が想定されますが市および事業者の負担方法についてご教示下さい。	責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示します。
23	実施方針	18	3					表 リスク分担（案）	(※) 1 建設業務では -1.5 以上 +1.5 以下の物価変動は事業者が負担することを予定している。とありますが、調理設備の物価変動についてはどのようにお考えでしょうか。	賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更方法については、募集要項等の公表時に示します。
24	実施方針	19	3					表 リスク分担（案）	事業終了時における施設の性能は、機能及び性能を満足している限りにおいて経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針	19	3					表 リスク分担（案）	N o. 73 交通事情の悪化による運搬費の増大、との記載がございます。交通事情の悪化とはどのような内容を想定されておりますでしょうか。	何らかの事情により当初予定していた配送路を利用できなくなった場合等を想定しています。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
26	実施方針	20	4	1			ウ	用途地域	第1種中高層住居専用地域（今後工業系用途地域に用途変更する予定）との記載がありますが、変更予定時期は令和6年12月末まででしょうか、予定時期が分りましたら、教えて下さい。	No.28を参照ください。
27	実施方針	20	4	1			ウ	用途地域	今後工業系用途地域に用途変更する予定とありますが、おおよその時期が決まっておりますらお教え願います。当事業の設計・建設期間内でしょうか。	No.28を参照ください。
28	実施方針	20	4	1			ウ	用途地域	用途変更の進捗状況及び具体的なスケジュールをご教示ください。また、用途変更がなされなければ着工できない理解でよろしいでしょうか。用途変更の遅延により、工事着工した場合の物価上昇等のリスクは市負担の理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、現在手続きを進めており、令和6年9月頃の用途変更を予定しています。なお、用途変更が完了しなければ、建築確認申請に進めないこととなりますので、着工できないとの認識で間違いありません。後段につきましては、募集要項等の公表時に示します。
29	実施方針	20	4	1			オ	その他	今回の造成において宅地造成工事許可申請が必要と考えますが造成に関する設計、許可申請、工事においては別途業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	20	4	1			オ	その他	市は令和7年7月末までに既設建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である。との記載があります。宅地造成工事の設計図書が完成してましたら、早めの公開を希望します。公開時期をお知らせください。	募集要項等の公表時に示します。
31	実施方針	20	4	2	1			基本的考え方	「地産地消」「食育」について、本事業においては市の業務範囲になりますが、事業者にとどのような期待がありますでしょうか。	地産地消の推進が可能となるよう、土付きや不揃いの野菜を使用できる施設とし、実際の運用においてもそれらの野菜を調理いただけるよう期待します。食育については、現時点では特にございません。
32	実施方針	20	4	2	3			施設規模	1日当たり最大6,500食が無理なく供給、業務処理等できる施設とあり、現給食センターの延べ床面積は2,669.66m ² 、基本計画策（18頁4.4）定時点で延床面積2,900m ² 程度の見込と御座います。詳細な検討は行っておりませんが、延床面積が4,000～6,000m ² 程度必要と思われる。現時点で今回事業の想定されている延床面積についてご教示ください。	提案に委ねます。
33	実施方針	20	4	1			オ	その他	今回の計画においては都市計画法第29条開発行為に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書（案）	8	1	4	7			敷地概要	その他 令和7年7月末までに既設建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定と記載がございます。市発注の上記工事が不調となった場合、本事業のスケジュールを変更頂けると考えてよろしいでしょうか。ご回答のほどよろしくお願い致します。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書（案）	8	1	4	7			敷地概要	埋蔵文化財包蔵地登録等に対する処置は「なし」とのことですが、事業者側での調査や届は不要との理解でよろしいでしょうか。万が一埋蔵文化財関連が発見された場合は、その対応は市のリスクと考えてよろしいでしょうか。（隣接地に古墳や長池窯跡群がある為。）	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
36	要求水準書（案）	8	1	4	7			敷地概要	その他で、「市は令和7年7月末までに既設建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である。」とありますが、事業者の建設工事の乗り込みが出来るのは、令和7年8月1日からとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。宅地造成工事の完了時期が変更となった場合には、建設工事の乗り込みは宅地造成工事の完了以降となります。なお、宅地造成工事の完了時期が変更となった場合には、スケジュール、事業費等は協議をします。
37	要求水準書（案）	8	1	4	7			敷地概要	「第一種中高層住居専用地域(今後工業系用途に用途変更する予定)」とありますが、騒音規制値は工業系用途地域に該当すると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書（案）	8	1	4	7			敷地概要	上水道、下水道及びガスの引き込みについての分担金等については、本事業の施設整備費の予算に組み込まれている理解でよろしいでしょうか。算出根拠またはその考え方について、ご教示いただけないでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、見積価格の算出は事業者の提案によるものとするため、非公表とします。
39	要求水準書（案）	8	1	4	8	イ	(ア)	献立方式	「小学校1献立、中学校1献立の計2献立（副食3品以上）方式」とありますが、献立として添え物を除き、最大何品を想定されておりますでしょうか。	4品を想定しています。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
40	要求水準書（案）	8	1	4	8	イ	(ア)	献立方式	小学校と中学校の給食で各々の汁物や副食の一人あたりの調理量をご教示ください。	募集要項等の公表時に示します。
41	要求水準書（案）	8	1	4	8	イ	(ウ)	献立方式	「市が別途発注するパン、牛乳は納入業者から直送する。」とありますが、給食センターではパンの調理(揚げパン、ピザパン、パンへの切込み等)はを行わないという認識でよろしいでしょうか。仮にパン調理を行う場合、配送容器はどのようにお考えでしょうか。	本件施設でのパンの調理は想定していません。
42	要求水準書（案）	10	1	4	8	キ		施設稼働日数	小学校が187日、中学校が187日の稼働日数を想定。とありますが、年間通して稼働日数は187日で宜しいのでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
43	要求水準書（案）	12	2	1	2	ア		実施体制	配置する建設業務業務責任者は、作業所へ配員予定の監理技術者又は現場代理人との兼務は可能でしょうか。ご教示ください。	可能とします。
44	要求水準書（案）	13	2	2	1			事前調査業務	電波障害等を含むとありますが、机上検討と工事着手前及び工事完了後の調査までとして、対策工事については調査結果如何で対策工事内容が確定しないため、本事業外と考えますがよろしいでしょうか。ご回答のほどよろしくお願いたします。	対策工事が必要な場合には、事業者にて対策を行ってください。
45	要求水準書（案）	14	2	2	2	ケ		造成工事	別途発注となっている宅地造成を考慮した設計とありますが、別途工事業者との協議はいつ頃できますでしょうか。	設計・建設業務請負契約の締結後、協議により決定するものとします。
46	要求水準書（案）	14	2	2	2	ケ		設計業務	市が別途発注する本件施設用地の宅地造成工事事業者の詳細のスケジュールをご教示ください。	前段につきましては、令和6年9月河内長野市議会において、造成工事の締結に係る議決を得て、造成工事に着手する予定です。後段につきましては、ご理解のとおりです。
47	要求水準書（案）	14	2	2	3	ア	(シ)	地下埋設物	地下埋設物に関しまして、合理的に資料から存在が確認できる地下埋設物等がある場合には撤去を行うこと。とありますが、合理的な資料はいつ頃いただけますでしょうか。	募集要項等の公表時に示す資料よりご判断ください。
48	要求水準書（案）	14	2	2	3	ア	(シ)	本件施設整備	事業実施の支障となる地上工作物等及び合理的に資料から存在が確認できる地下埋設物等がある場合には撤去を行うこと。とございます。資料に記載のない支障物は精算頂けるものと考えてよろしいでしょうか。また、樹木（高木・中木・低木・地被類）は地上工作物や地下埋設物等には該当しないと考えてよろしいでしょうか。ご回答のほどよろしくお願いたします。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、No.52を参照ください。
49	要求水準書（案）	14	2	2	3	ア	(シ)	本件施設整備	「本件施設用地内において、事業実施の支障となる地上工作物等及び合理的に資料から存在が確認できる地下埋設物等がある場合には撤去を行うこと」との記載がある一方、要求水準書（案）P.8敷地概要その他の項目で「市は、令和7年7月末までに既存建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である」との記載があります。宅地造成工事が完了しているため、地上工作物等及び地下埋設物等は存在しないと考え、2次造成までの造成が行われ、本事業において造成工事は一切必要ない理解でよろしいでしょうか。	市は、敷地全体を平らに仕上げた一次造成まで工事を行います。地下埋設物は給水、汚水等の引込管が残るほか、雨水流出抑制のための地下貯留施設と外部への放流管を造成工事で整備する予定です。
50	要求水準書（案）	14	2	2	3	イ	(オ)	外構整備	雨水の流出抑制の措置を講じること。とございますが、敷地内浸透を指すものでしょうか。ご教示ください。	市は、雨水流出抑制のための地下貯留施設と外部への放流管、及び外周側溝を造成工事で整備する予定です。事業者は、雨水が外周側溝へ適切に排水されるよう計画を行ってください。
51	要求水準書（案）	15	2	2	3	イ	(カ)	車路管制	敷地出入口の安全対策として、回転灯を置き、出庫車の注意を促す装置は必要でしょうか	提案に委ねます。
52	要求水準書（案）	15	2	2	3	ウ	(イ)	植栽整備	既存の樹木については事業者の判断で伐採または残置のいずれも可とさせていただきます。既存の樹木について位置や樹種・樹高・根廻り・目通り・枝張りがわかる資料を配布いただけるものと考えますがよろしいでしょうか。ご回答のほどよろしくお願いたします。	本件施設用地内の既存樹木については、造成工事に伴いすべて伐採する予定です。要求水準書を修正します。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
53	要求水準書（案）	15	2	2	3	ウ	(イ)	本件施設整備	要求水準書（案）P.8敷地概要その他の項目で「市は、令和7年7月末までに既存建物の解体を含む宅地造成工事を完了する予定である」との記載のとおり、宅地造成工事が完了しているため、既存の樹木は存在しないと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	No.52を参照ください。
54	要求水準書（案）	15	2	2	4	ア		工事監理業務	工事監理の実施にあたっては常駐監理となっておりますが、常駐を行う担当者は建築主任技術者が必要でしょうか。条件等の提示をお願いいたします。また設備担当者においても条件と常駐監理が必要かをご教授願います。今回の計画と同規模の他市給食センターでは、重点監理で行うことが多いためご協議いただけるようでしたら再度ご検討いただけると幸いです。	前段につきましては、要求水準書（案）P.15「2.2.4.工事監理業務」のAのとおりです。後段につきましては、設備担当者は重点監理でも可能とします。
55	要求水準書（案）	16	2	2	11	イ		近隣対応・周辺対策業務	「着工に先立ち、近隣との調整、事前調査業務及び建設準備等を十分に行い、工事内容の周知徹底し」と記載がありますが、対象とする近隣の範囲は市との協議のうえ決定し、周知徹底方法については提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書（案）	17	2	2	12	ウ	(ア)	交付金申請等支援	積算書等の提出資料の作成支援とございますが、ribicデータの作成、市況単価の入力、三社見積りの徴収及び単価入力を指すものでしょうか？具体的な内容についてご教示ください。	主に、交付金の申請対象となる箇所とそれ以外の箇所とを区分した積算資料の作成等を想定していますが、詳細は事業者選定後に協議により決定します。
57	要求水準書（案）	22	4	1	6	エ		修繕・更新	点検等により建物や各種設備・備品の修繕等が必要と判断された場合には、契約書に基づき、適切に対応すること。と記載されておりますが、長期修繕計画以外で発生した修繕並びに設備機器更新等に関する費用負担は、別途、河内長野市との協議と考えるとよろしいでしょうか。	長期修繕計画以外で発生した修繕並びに設備機器更新等に関する費用負担も事業者の負担となります。
58	要求水準書（案）	23	4	1	7	ア		事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「事業期間中に大規模修繕が必要となった場合は、事業者が実施すること。」との記載がありますが、その際の工事費は提案価格に含めず、別途と考えるとよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業期間中に大規模修繕が発生しない計画としてください。なお、事業期間中に大規模修繕の必要性が発生した場合には、事業者の負担で大規模修繕を行ってください。
59	要求水準書（案）	23	4	1	7	イ		事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	市は、事業期間終了時に……なお、本施設の機能及び性能を満足している限り、経年による劣化等は対応の対象としないものとする。と記載されていますが、経年による劣化等の判断をご教示頂ければと思います。	No.24を参照ください。
60	要求水準書（案）	34	5	1	7			大規模災害時等における市との協力体制	「大規模災害等が発生した場合には、市が本施設を活用し、避難者などに対して食事の提供などを行えるよう、事業者は市に協力する。」と記載がありますが、市が想定している協力内容についてご教示ください	「河内長野市地域防災計画(令和5年3月修正)/第3編/第9章/第3節 食糧を供給する」を参照ください。
61	要求水準書（案）	40	5	3	1	イ	(オ)	食品への異物混入防止	部屋の鍵を管理する食品を保管する部屋とは、どの室内を意図しているものかご教示ください。	提案に委ねます。
62	要求水準書（案）	41	5	3	1	イ	(ケ)	食物アレルギー対応食の提供	2献立調理とされていますが、1日に1品のみが対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書（案）	41	5	3	1	ウ	(イ)	配送・回収業務	各配送校の「給食開始及び終了時刻」をご教示頂けないでしょうか。（配送計画だけでなく、調理時間や機器能力といった施設計画全般にも必要な資料です）施設規模に関わるため、暫定又は案の段階でも構いませんので、ご教示下さいますようお願い致します。	現時点での各小学校の給食時間を募集要項等の公表時に示しますが、今後変更となる可能性があります。
64	要求水準書（案）	42	5	3	1	オ	(ア)	配膳業務	各学校側に配膳員用の休憩室、更衣室、便所の設置はございますでしょうか。	配膳員専用の室はございません。更衣については、学校によって異なりますが、配膳室または教職員用更衣室を使用いただいています。
65	要求水準書（案）	43	5	3	1	オ	(ア)	配膳業務	「牛乳パックは本施設に回収後、可燃ごみとして処分すること」とありますが、リサイクルは検討されないのでしょうか。	リサイクルの予定はありませんが、リサイクルの提案は妨げません。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
66	要求水準書（案）	44	5	3	1	キ	(イ)	運営備品 保守管理業務	「・・・これら以外は更新を2回以上行うこととし・・・」のこれら以外とは配膳器具との認識でよろしいでしょうか。	「6.3.7.食器・食缶等」であげている食器等のうち、食器かごと食缶以外のものをいいます。
67	要求水準書（案）	44	5	3	1	ク	(ア)	配送車調達・ 維持管理業務	配送車は付帯事業内で使用することは可との認識でよろしいでしょうか。	市が提案を期待している付帯事業を実施する場合には、可能とします。
68	要求水準書（案）	50	6	1				本件施設の概要	「本件施設は、以下の構成を基本とする。なお、～衛生的、機能等に問題がなければ、施設の構成を変更することも可とする。」とありますが、衛生面や機能面において問題ない計画とすれば「野菜上処理室」はコーナー分けとして「調理室」と一体的に設置することも認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
69	要求水準書（案）	52	6	2				魚肉下処理室 野菜類処理室	各諸室の要求内容に「～室とはパスルーとする」との記載がありますが、衛生的な一方通行の動線が確保できる場合は廊下や他室を経由する「パスルー動線」とする形でのご提案も認めて頂けますでしょうか。	不可とします。
70	要求水準書（案）	54	6	2				食品庫	密閉食品等を湿度80%以下、室温25℃以下で保存すること。とありますが、夏場などの外気温度が25℃を超えるような日には、夜間も空調などを掛けて管理を行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書（案）	56	6	2			c	揚物・焼物調理室	揚物・焼物調理室の調理設備について「～なお、揚物・焼物は小学校用1献立、中学校用1献立の調理に対応可能な、調理設備・調理備品等を設置すること」とありますが、小学校と中学校で同日に揚物調理が必要な献立、もしくは焼物調理が必要な献立は想定されますでしょうか。揚物・焼物献立が小中学校で重複する場合は揚げ物機の数など、施設規模や事業費へも影響するためご教示頂きたいです。	小学校と中学校では、基本的には同献立ですが、調理方法の違いや、中学校が1品多い場合があることから、2献立としています。そのため、各調理法において6,500食の調理に対応できる室を整備してください。
72	要求水準書（案）	56	6	2				調理室	「調理室に保存食用冷凍庫」とありますが、コンテナ室に配置でも良いでしょうか。	可能とします。
73	要求水準書（案）	56	6	2				野菜上処理室	非汚染作業区域の必要諸室として野菜上処理室が明記されていますが、野菜上処理室としての要求事項を満たしていれば、部屋として区画せず、調理室内に上処理エリアとして設けても良いでしょうか。	No.68を参照ください。
74	要求水準書（案）	57	6	2				サラダ・和え物室	カット果物とはどのような果物を想定されておりますでしょうか。 また、皮を剥く果物はございますか。	前段につきましては、りんご・梨・かんきつ類・柿などを想定しています。 後段につきましては、梨・柿等があります。 前段、後段ともに要求水準書に追記します。
75	要求水準書（案）	57	6	2			a	サラダ・和え物室	サラダ調理と和え物調理に違いがございます場合、その違いをご教示ください。	違いはございません。
76	要求水準書（案）	57	6	2			e	サラダ・和え物室	前加熱用に食材に合わせて蒸し器の他に回転釜を設置しても宜しいのでしょうか。	提案に委ねます。
77	要求水準書（案）	58	6	2				添物用仕分室	添物、デザート類の入荷状況(箱のサイズ等)をご教示ください。	募集要項等の公表時に示します。
78	要求水準書（案）	58	6	2				添物用仕分室	「添物の搬入は荷受け室(野菜類・調味料・一般物資・添物類)研修は検収室(野菜類・調味料・一般物資・添物類)で行うこと。」とありますが添え物専用の荷受け、検収室をコンテナプール側に設けてもよいでしょうか。	不可とします。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
79	要求水準書（案）	60	6	2				調理員更衣室	その他区域(事務機能) _調理員更衣室_eiについて「湿度80%以下、温度25℃以下で管理」とありますが、この条件は大量調理管理マニュアルの調理場における温湿度条件だと思います。調理員更衣室は調理場では無いため、一般的な空調程度と考えると宜しいでしょうか。	学校給食衛生管理基準において、更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等は調理場の区分に含まれることから、要求水準書（案）のとおりとします。
80	要求水準書（案）	60	6	2				調理従事者用トイレ	その他区域(事務機能) _調理従事者用トイレ_eiについて「洗浄消毒設備等を設ける」とありますが、手動で使用する簡易的な構造のものと解釈して宜しいでしょうか。またその他の室（市職員用トイレ、会議室、外来トイレ、バリアフリートイレ事業者用トイレ）にも同様に記載がありますが、調理従事者用トイレと同様の考えで宜しいでしょうか。	自動で適量の洗浄消毒液を出すことのできる設備としてください。要求水準書に追記します。
81	要求水準書（案）	60	6	2				調理従事者用トイレ	その他区域(事務機能) _調理従事者用トイレ_egについて「湿度80%以下、温度25℃以下で管理」とありますが、この条件は大量調理管理マニュアルの調理場における温湿度条件だと思います。調理従事者用トイレは調理場では無いため、一般的なトイレと同様に空調は不要と考えると宜しいでしょうか。	No. 79を参照ください。
82	要求水準書（案）	61	6	2			d	市職員用事務室	市職員用事務室は「玄関ホールに面した場所に配置するとともに、来訪者の訪問を容易に視認できる位置に設置すること。」とありますが、カメラやモニターなどで来訪者の確認が容易にできるよう配慮して事務所を2階とする、というような提案は認めて頂けませんでしょうか。	可能とします。
83	要求水準書（案）	61	6	2			j	市職員用事務室	男女比率がございましたらご教示ください。	現時点では、男女比率は4名：8名を想定していますが、最終的には事業者選定後に協議により決定するものとします。
84	要求水準書（案）	61	6	2			l	事業者用事務室	市専用部分市職員用事務室1において、調理場内の各部屋を見ることができるモニターの設置とありますが、その他の監視（警報・計測・状態等）は、事業者用事務室において監視する考えで宜しいでしょうか。また、防犯用のモニター管理は市職員用事務室のみで計画すれば宜しいでしょうか。	その他の監視（警報・計測・状態等）は、事業者用事務室において監視とします。また、防犯用のモニター管理は事業者が行い、かつ市職員用事務室でも管理できるものとします。
85	要求水準書（案）	61	6	2			l	事業者用事務室	事業者用事務室で集中管理できる仕様につきまして、調理場内を見ることができるモニターは設置しますでしょうか。	提案に委ねます。
86	要求水準書（案）	63	6	2			d	移動式釜保管庫	同室に市の方で備蓄等を保管することを考えられているかをご教示ください。	備蓄食品等の保管は想定していません。
87	要求水準書（案）	63	6	2			a	移動式釜保管庫	災害時に500食の炊き出しを想定するとのことですが、非常食を備蓄する想定はないとの認識で宜しかったでしょうか。	No.86を参照ください。
88	要求水準書（案）	64	6	2				食堂兼休憩室	事業者専用部分_食堂兼休憩室_eiについて「湿度80%以下、温度25℃以下で管理」と記載ありますが、この条件は大量調理管理マニュアルの調理場における温湿度条件だと思います。食堂件休憩室は調理場では無いため、一般的な空調程度と考えると宜しいでしょうか。	No. 79を参照ください。
89	要求水準書（案）	64	6	2				配送員用控室	施設管理及び衛生面に支障がない場合、配送員控室は食堂兼休憩室と「部屋を兼ねる」等の提案も認めて頂けますでしょうか。	施設管理及び衛生面に支障がないこと、および配送員に対しても、要求水準書（案）P.46「5.3.1.事業者が行う業務」の「ケ 衛生管理業務」にて要求する衛生管理が行われることを前提として、可能とします。
90	要求水準書（案）	67	6	3	1	ア	(イ)	電波時計	施設内の各室において見やすい位置に電波時計を設置とありますが、建物内部の間仕切りによって電波が届かない場所が発生する恐れがあります。電気式時計親機に電波で受信し、信号を送り、その親機より、各部屋の子機時計を制御するものとして考えても宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
91	要求水準書（案）	67	6	3	1	ア	(イ)	物の動線	一度、加熱を行った食材を使用した手作り献立の下ごしらえが発生することはございますでしょうか。	ございます。 (例) 高野豆腐の揚げ煮 高野豆腐を炊く→冷却→粉付け→揚げ→釜で調理
92	要求水準書（案）	69	6	3	1	エ	(ウ)	給食エリアに関する特記事項	「エリア内の諸室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・制御・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとすること」と記載がございますが、自動通報とは、中央監視装置等に異常が送信されるシステムとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
93	要求水準書（案）	69	6	3	1	エ	(キ)	施設等の性能 建築	SUS製の防虫ネットはP82 6.3.8 ア(イ)にありますように フィルターを設置すれば設けなくてもよいと解釈してよろ しいでしょうか。	提案に委ねます。
94	要求水準書（案）	70	6	3	1	キ	(キ)	施設等の性能 建築	「手洗い設備においては停電時に対応可能な手元バルブを 設ける」と記載ありますが、電池式や発電式などを採用し た際には手元バルブは設けなくてもよいと解釈してよろし いでしょうか。	提案に委ねます。
95	要求水準書（案）	70	6	3	1	キ	(キ)	機械設備	停電時、市職員用事務所等の天井照明やパソコンを使用 できるように電気自動車をはじめとする給電設備から給電 できる設備を設けるとありますが、要求水準書P73の電気設 備にて、停電発生時に対応するガスコージェネシステムの 導入とある中で、事業費増加に繋がる上記給電設備を設け る必要までありますでしょうか。	電気自動車をはじめとする給電設備から給電でき る設備は不要とし、要求水準書より削除します。
96	要求水準書（案）	70	6	3	1	キ	(キ)	停電対策	「停電時に、市職員用事務室及び事業者用事務室の天井照 明、パソコン・携帯電話等の通信機器を使用できるように 電気自動車をはじめとする給電設備から給電できる設備を 設けること」と記載がございますが、「Vehicle to Home」 の設置をイメージされてますでしょうか。	左記の内容は、不要とし、要求水準書より削除し ます。
97	要求水準書（案）	71	6	3	1	ケ		環境配慮	PPAモデルについて、市に売電する場合のみ可能というこ とでしょうか。	本件施設における使用電力分の売電のみ可能と し、それ以外の市への売電は不可とします。
98	要求水準書（案）	72	6	3	2	イ	(カ)	電灯・コンセント 設備	LED器具等の破損による飛散防止装置を設けた照明設備と は、具体的にどのような器具を想定されてますでしょうか。 LED器具のライトセーバーが保護されているカバー がある器具であれば、宜しいのでしょうか。	提案に委ねます。
99	要求水準書（案）	72	6	3	2	イ		電灯・コンセント 設備	照明設備のスイッチ類も換気・空調設備の記載内容と同様 に各部屋に設置し、両事務室より制御できるシステムと考 えて宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
100	要求水準書（案）	72	6	3	2	エ		受変電設備	受変電設備につきまして、計画しなくても電気室に設置せ ず、屋上に設置しても宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
101	要求水準書（案）	72	6	3	2	オ	(オ)	通信・情報設備 等	通信・情報設備等（オ）表より、外線が必要な諸室をお示 しただけませんか。施設内の回線数が22回線以 上必要となりますでしょうか。	前段につきましては、市職員用事務室及び事業者 用事務室を想定していますが、それ以上の提案を 妨げません。 後段につきましては、ご理解のとおりです。
102	要求水準書（案）	73	6	3	2	ク		テレビ共同受信 設備	テレビ共同受信設備につきまして、市として市職員用事務 室以外に設置を希望される部屋はありますでしょうか。	市職員用事務室および会議室への設置を希望しま す。その他の室については、提案に委ねます。
103	要求水準書（案）	73	6	3	2	サ	(イ)	非常用電源等	「ガスの供給が途絶した場合に、予備燃料による発電によ り上記諸室の電源を24時間以上確保することができる非 常用自家発電設備を兼ねたシステムとすること。」とあり ますが、本事業地の前面道路に耐震性が高い中圧管が敷 設されており、本施設にて使用することが想定されていま す。その状況下で予備燃料を用意することで、LPG代やバ ルク貯槽設置費等により事業費増加に繋がるため、予備燃料 の対応まで必要であるかをご検討いただけますでしょうか。	「ガスの供給が途絶した場合に、予備燃料による 発電により上記諸室の電源を24時間以上確保す ることができる非常用自家発電設備を兼ねたシス テムとすること。」は、不要とし、要求水準書よ り削除します。
104	要求水準書（案）	74	6	3	3	イ	(カ)	換気・空調設備	空調・換気給排気口の結露対策は必要に応じて対策品を採 用すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書（案）	74	6	3	3	イ	(キ)	換気・空調設備	「市職員用事務室及び事業者用事務室での集中管理を可能 とする。」と記載ありますが、集中管理は空調機のみと考 えて宜しいでしょうか。またどちらかの事務室を主として 給食エリアを含めた全体の集中管理を行い、もう一方の事務 室を副として、一般エリアのON・OFF操作程度と考えれば宜 しいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりですが、そ れ以上の提案は妨げません。 後段につきましては、両室から本件施設全体の集 中管理ができるよう計画してください。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
106	要求水準書（案）	74	6	3	3	イ	(キ)	換気・空調設備	「各室の汚染・非汚染区域間の室圧を常時表示し監視・制御・記録が出来るように」と記載された部分につきまして、差圧計によりフィルタ差圧を監視し、異常発生時は自動通報させるシステムとしていれば、室圧が崩れる事は無い為、室圧の監視は不要と解釈して宜しいですか。	提案に委ねます。
107	要求水準書（案）	74	6	3	3	イ	(キ)	換気・空調設備	「空調機のフィルター差圧を常時表示し監視・制御・記録ができるように」とありますが、差圧を監視する必要があるのはセントラル方式の空調機とし、個別空調方式の天井セ形のような空調機は対象外と考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
108	要求水準書（案）	74	6	3	3	イ	(キ)	換気・空調設備	「空調機のフィルター差圧を常時表示し監視・制御・記録ができるように」とありますが、現地確認にて監視・記録が出来れば良いと解釈して宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
109	要求水準書（案）	74	6	3	3	イ	(キ)	換気・空調設備	異常発生時には自動通報されるシステムとありますが、自動通報は何処への通報を想定は、市職員用または事業者用事務室で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
110	要求水準書（案）	74	6	3	3	イ	(コ)	換気・空調設備	断面積は風量に応じて適切なサイズを確保していれば天井内の納まりによっては断面積が同一でない箇所があってもよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
111	要求水準書（案）	74	6	3	3	ウ	(エ)	給水・給湯設備	洗浄機のように洗浄槽の中で水またはお湯と蒸気を混ぜて高温のお湯を作っている場合、食器や食缶がそのお湯で洗浄されることとなりますが直接蒸気を吹きかけていないので、ろ過装置は不要と解釈して宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
112	要求水準書（案）	75	6	3	3	エ	(イ)	排水設備	「グリストラップを設ける事」とありますが、除害施設で十分処理が出来、水質基準を担保できる設計となっている場合は、グリストラップを設置しない提案を可能とさせていただけないでしょうか。	可能とします。
113	要求水準書（案）	75	6	3	3	エ	(ウ)	排水設備	「汚染区域の排水は、非汚染作業区域を通過しない構造」とありますが、非汚染作業区域の天井面を通過しない構造と解釈して宜しいでしょうか。	非汚染作業区域の天井裏・床下等、区域内を通過しない構造としてください。
114	要求水準書（案）	75	6	3	3	エ	(エ)	排水設備	「冷却コイル、エアコンユニット及び蒸気トラップ等からの排水は、専用の配管で排出すること」につきまして、ドレン排水のみの単独排水管とした場合、排水量が少ないため管内でチョウバエなどが発生する可能性が高くなります。安全性を確保するため、防臭等の対策を講じううえで、それぞれ最寄りの排水管に接続しても宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
115	要求水準書（案）	75	6	3	3	エ	(キ)	排水設備	汚水と雑排水は屋内分流、屋外合流としてもよろしいでしょうか。	法令等に基づき適切な処理が可能な計画としてください。
116	要求水準書（案）	77	6	3	4	イ	(イ)	冷蔵庫・冷凍庫	「内装はステンレス製」とありますが、一般的な材質のカラー鋼板でもよろしいでしょうか。	プレハブ冷蔵庫・冷凍庫については、カラー鋼板のもので問題ありません。
117	要求水準書（案）	79	6	3	4	エ		その他	現学校給食センターに設置されている調理設備のうち、設置年数が短い設備の詳細(型式・寸法等)をご教示ください。	No.118を参照ください。
118	要求水準書（案）	79	6	3	4	エ		調理設備 その他	継続使用を検討すべき調理設備について、仕様等をご教示ください。また、継続使用が困難な場合、売却等は可能でしょうか。	前段につきましては、募集要項等の公表時に示します。後段につきましては、事業者選定後に協議により決定するものとします。なお、本件施設の開業準備期間中は現学校給食センターが稼働中であり、開業準備期間中に当該調理設備の移動等を行うことはできないことに留意してください。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
119	要求水準書（案）	80	6	3	5	ア	(オ)	会議室	音響設備（マイクやスピーカー等）の記載がありませんが、設置は無しと考えてよろしいでしょうか。	音響設備の設置は必要です。要求水準書に追記します。
120	要求水準書（案）	81	6	3	7	イ	(イ)	食器等	食器類は全てが毎日使用されるものとの認識でよろしいでしょうか。使用しない場合の食器がある場合は最大で何点の食器でセンターに残るとお考えでしょうか。	前段につきましては、毎日全ての食器類の使用はしません。 後段につきましては、最大で1点の食器がセンターに残る日があります。
121	要求水準書（案）	81	6	3	7	イ		食器等	「食器等の種類は、下表の内容とする。なお、絵柄等については市と協議するものとする。」とありますが、絵柄等についてはメーカーの標準柄想定とし、特注柄等は使用しない想定で宜しかったでしょうか。	市のシンボルキャラクターを挿入した特注絵柄の食器の使用を想定しています。
122	要求水準書（案）	81	6	3	7	イ		食器等	角仕切り皿の型番がPNS-232とありますが、PNS-23Eではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
123	要求水準書（案）	81	6	3	7	イ		食器等	深皿の型番がPNS-132とありますが、PNS-13Eではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
124	要求水準書（案）	81	6	3	7	イ		食器等	使用する食器の組み合わせパターンをご教えてください。施設規模に関わるため、暫定又は案の段階でも構いませんので、お願い致します。	すべての食器を使用するパターン、または小皿のみ使用しないパターンがあります。
125	要求水準書（案）	81	6	3	7	ウ		食缶等	使用する食缶の組み合わせパターンをご教えてください。施設規模に関わるため、暫定又は案の段階でも構いませんので、お願い致します。	すべての食缶を使用するパターン、または2ℓの副食用食缶のみ使用しないパターンがあります。
126	要求水準書（案）	81	6	3	7			食器等	はしの記載がありませんが、児童・生徒が個別に管理するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書（案）	82	6	3	7	ウ		食缶等	アルマイトでんぶら入れ（蓋付き）には、敷網は不要の想定で宜しかったでしょうか。	敷網も必要とします。要求水準書に追記します。
128	要求水準書（案）	82	6	3	8	ア	(ア)	防虫・防鼠設備	昆虫等を誘引しにくい照明灯とありますが、LED照明器具自体が誘引しにくい器具となります。何か特別な仕様をお考えでしたらお示しいただけませんかでしょうか。	提案に委ねます。
129	要求水準書（案）	84	7	ウ				付帯事業の承諾の基準(案)	「施設の一般開放でないこと」とありますが、幼稚園や保育園の生徒やその親を対象にした食育教室等は開催不可という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P.84「7.付帯事業」の「ウ 付帯事業の承諾の基準(案)」(ウ)に記載の「施設の一般開放」は、使用目的を定めない不特定多数の者による使用を認める場合を想定しています。 「幼稚園や保育園の生徒やその親を対象にした食育教室」は、同(ア)(イ)に該当し、(ウ)～(カ)には該当しないと想定されますが、実際の承諾の是非については、事業者選定後に計画書等に基づき判断するものとします。
130	要求水準書（案）							関係資料1	赤色で着色頂いている建設予定地ですが、赤峰市民広場の一部を含むものでしょうか。ご教えてください。	ご理解のとおりです。 なお、赤峰市民広場については廃止のうえ、産業用地化を予定しています。 https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/16/84563.html
131	要求水準書（案）							関係資料2	資料2で造成計画の概要をいただけるかと思いますが、高さ関係の分かる資料がありましたらご提供いただけると幸いです。	募集要項等の公表時に示します。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
132	要求水準書（案）							関係資料2	敷地の測量図等ありましたらご提供いただけますでしょうか。CADデータがありましたらご提供いただけると幸いです。	募集要項等の公表時に、資料2のCADデータ（座標情報を含む）を示します。
133	要求水準書（案）							関係資料2	造成計画平面図及び断面図は資料2として「募集要項等の公表時に示す」とありますが、今回の計画にあたり「南側、南西の法面になっている部分」の取り扱い次第で施設全体のプランが大きく変わるものと考えています。暫定又は案の段階でも構いませんので、造成計画平面図及び断面図を今回質疑のご回答時にお示し頂けませんでしょうか。よろしくお願い致します。	募集要項等の公表時に示します。
134	要求水準書（案）							関係資料6 関係資料7 関係資料8	資料6～8の献立に関わる資料については募集要項等の公表時にお示し頂く予定となっておりますが、調理設備の設定や施設規模全体に関わるため、暫定又は案の段階でも構いませんので、今回質疑のご回答時にご教示頂けませんでしょうか。よろしくお願い致します。	募集要項等の公表時に示します。
135	その他								敷地北側に病院や福祉施設等がございますが、建設工事の作業日や作業時間に制限を受けないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者にて病院等と調整のうえで業務を行ってください。 なお、「2.2.11.近隣対応・周辺対策業務」に規定されているとおり、苦情等が発生した場合には、事業者の責任において対処する必要があることに留意してください。
136	その他								敷地南東側境界の全面にわたり石積み擁壁がございます。工事に使用する重機等の荷重がかかることが想定されます。安全性を検討するために擁壁の構造図及び計算書を配布頂けないでしょうか。よろしく申し上げます。	構造図は、募集要項等の公表時に示します。計算書はございません。
137	その他								敷地前面道路の切り下げですが、市にて行われる宅地造成工事完了後も同一位置、同一幅となるのでしょうか。ご教示ください。	募集要項等の公表時に造成計画平面図を示します。
138	その他								敷地北東部に大阪府 赤峰観測局と記載された電柱の様なものがございます。本事業開始前には撤去もしくは移設されているのでしょうか。また、本事業期間中敷地内に設置されている場合、必要な対策についてご教示ください。	当該施設は大阪府が管理するテレメーターで、現在の位置に存置させます。現在と同じように所定の区域をフェンスで囲う形で残置します。
139	その他								敷地東部に関西電力株式会社 南大阪電力所と記載された鉄塔及びケーブルがございます。工事計画にあたり敷地境界からの位置関係や高さ及び、送電電圧等がわかる資料を配布頂けないでしょうか。よろしくお願いたします。	事業者にて確認してください。
140	その他								赤峰市民広場にマムシ注意と記載された看板がございます。市にて捕獲や駆除を実施して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	本件施設用地内におけるマムシ対策は、本事業に含むものとします。
141	その他								評価項目、配点については、募集要項の公表時に示されるものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	その他								本事業の予定価格は公表されるのでしょうか。公表される場合、募集要項の公表時に示されるものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。